

**令和7年度「あおり米」消費宣伝プロモーション業務
企画提案競技審査要領**

1 目的

この要領は、令和7年度「あおり米」消費宣伝プロモーション業務の委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定める。

2 企画提案競技審査会

(1) 審査は5人の審査員によって構成される、令和7年度「あおり米」消費宣伝プロモーション業務企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）が行う。

なお、審査会は審査員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(2) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、青森県観光交流推進部県産品販売・輸出促進課が行う。

3 審査方法

(1) 審査は参加者から提案された企画提案書等を基に、プレゼンテーションにより行う。

(2) 審査は4の「審査項目、審査基準及び配点」により行う。

(3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数が高い順に順位を付ける。

(4) 評価点の合計点数が最も高い業者を委託候補者として選定する。

ただし、全審査員による評価点の平均が総配点の6割未満の場合は、委託候補者として選定しない。

また、提案者が1社の場合、全審査員による評価点の平均が総配点の6割未満の場合は、委託候補者として選定しない。

(5) 合算した評価点が複数社同数の場合は、審査員協議の上、決定する。

4 審査項目、審査基準及び配点

審査項目	審査の視点	加算率	配点
1 内容構成力	①事業の趣旨や目的等を十分に踏まえ、業務目的が達成される企画となっているか	※×2	10点
	②業務の遂行に必要な関係機関との連携・調整が十分配慮された提案か。	※×2	10点
	③計画的な業務スケジュールとなっているか。		5点
2 運営体制	④青森県内の事業者と協働した運営体制となっているか。	※×2	10点
	⑤業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。		5点
3 経済性	⑥提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。		5点
4 実績	⑦本業務を委託するに相応しい、同程度の業務実績や熟練度があるか。		5点
合 計			50点

※ 本業務の目的の達成に欠かせない要素であることから加算（×2）する。

【評点基準】

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

5 審査員 (5名)

NPO法人あおもりIT活用サポートセンター	アンバサダー・ ネットコーディネーター	蝦名 晶子
青森屋by星野リゾート	総支配人	須道 玲奈
青森県米穀協議会	事務局長	當麻 譲
青森県産米需要拡大推進本部	事務局長	関谷 龍一
青森県観光交流推進部県産品販売・輸出促進課	課長	中村 義人

6 審査票

別紙のとおり

(別紙)

審 査 票

氏名 _____

区 分	項 目	得点	加算率	計	コメント
1 内 容 構 成 力	①事業の趣旨や目的等を十分に踏まえ、業務目的が達成される企画となっているか		× 2		
	②業務の遂行に必要な関係機関との連携・調整が十分配慮された提案か。		× 2		
	③計画的な業務スケジュールとなっているか。				
2 運 営 体 制	④青森県内の事業者と協働した運営体制となっているか。		× 2		
	⑤業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。				
3 経 済 性	⑥提案内容に対し経費の積算は妥当か。 また、節減が図られているか。				
4 実 績	⑦本業務を委託するに相応しい、同程度の業務実績や熟練度があるか。				
合 計					

【評点基準】

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている